

四万十町教育委員会会議録（平成30年3月定例会）

1. 日 時 平成30年3月6日（火） 9：00～11：30

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教 育 長 川上哲男

教 育 委 員 宮崎正行 中屋建八 大村和志 岡林雅子

事 務 局 教育次長 熊谷敏郎

生涯学習課 課長 林 瑞穂

学校教育課 課長 西谷典生 副課長 東 孝典

主査 水田直哉 研修指導員 森田杉彦

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

（1）開会

（2）教育長あいさつ

（3）会議録署名委員の指名 （岡林雅子委員）

（4）議題

①承認第 1号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）

②議案第 1号 平成29年度教育委員会関係3月補正予算案について

③議案第 2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）

④議案第 3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑤議案第 4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑥議案第 5号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について

⑦議案第 6号 四万十町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について

⑧議案第 7号 平成30年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について

⑨議案第 8号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について

⑩議案第 9号 平成30年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申について

⑪議案第10号 平成30年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について

（5）協議事項

なし

（6）報告事項

①全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

②高知県学力定着状況調査結果について

③校区外就学にかかる部活動状況報告について

（7）その他

なし

6. 議 事

教育長 : それでは、議題に入る前に、承認第1号及び議案第1号から第5号並びに、議案第7号から第10号までにつきましては個人情報を含んだ案件及び議会審議に係る案件であるために会議を非公開としたいと思います。それに加えて、報告の事項の③校区外就学に係る部活動状況報告についても個人情報を含んでおりますので、併せて非公開ということで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、異議ないものと認めさせていただいて、承認第1号及び議案第1号から第5号並びに議案第7号から第10号までにつきまして、また、報告事項の③ということで校区外就学に係る部活動状況報告については非公開といたします。

それでは、会議に入って行きたいと思います。議題の①承認 第1号専決処分の承認について（区域外就学の協議）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）、説明する。）

教育長 : 承認第1号専決処分の承認について説明がありました。このことについて、皆様方のご意見、またお聞きしたいことなどございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）は、ご異議ないものといたしまして、これを承認とすることによろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）、承認ということにさせていただきます。

続いて、議案第1号 平成29年度教育委員会関係3月補正予算案について、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第1号 平成29年度教育委員会関係3月補正予算案について、説明する。）

教育長 : 議案第1号につきまして、それぞれ説明がございました。このことにつきまして委員の皆さんの意見を求めます。ご意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、ご意見、またご異議はないようでございますので、議案第1号 平成29年度教育委員会関係3月補正予算案については、決定をさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、説明する。）

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんの意見を求めます。ご意見はございませんか。よろしいですか。

ご意見、またご異議もないということでございますので、議案第2号 指定校区外

就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●））、これを承認することといたします。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、説明する。）

教育長 : ただ今、議案第3号につきまして説明がありました。この件について、委員の皆さんのご意見を求めます。どうでしょうか。ご意見、お聞きしたいことなどございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ご異議がないということでございますので、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、これを承認することといたします。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、説明する。）

教育長 : 議案第4号につきまして説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見、またお聞きしたいことなどございませんか。

中屋委員 : この子は、一遍学校から帰って、●●の●●さんに預かってもらうわけですね。

西谷学校教育課長 : 預かり書は2枚あります。23ページは●●の●● ●●●さん、24ページ、●●の●● ●●●さんです。●● ●●●さんは、預かり書を書いてますけれども、22ページの方にパートでお勤めになっているということで、常時は見れないということで、基本的には●●の方に預かっていただいております。

教育長 : よろしいですか。他に委員の皆さん、ご意見はございませんか。

それでは、他にご意見、またご異議はないようでございますので、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、これを承認することといたします。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第5号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

また、関係する宮崎委員の退室を求めます。

（宮崎委員 退室）

（事務局より、議案第5号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について、説明する。）

教育長 : 議案第5号につきまして、委員の皆さんのご意見を求めます。ありませんか。
それでは、ご意見もないということでございますので、議案第5号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について、これを承認することといたします。

全委員 : はい。

教育長 : 宮崎委員の入室を認めます。小休とさせていただきます。

(宮崎委員 入室)

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます、議案第6号ということになります。これは公開で行います。議案第6号 四万十町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第6号 四万十町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について、説明する。)

教育長 : 議案第6号につきまして事務局より説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんの意見を求めます。何かご意見、またお聞きしたいことはございませんか。

大村委員 : 招致外国青年受入業者を従事者ではなく、参加者という言い方をする、その意味合いを教えてほしいんですけど。

教育長 : 小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます会議を再開したいと思います。

林生涯学習課長 : 参加者ということの捉え方なんですけれど、第1条に就業規則は語学指導等を行う外国青年招致事業によりというような趣旨の説明があって、その中に語学指導等を行う外国青年が参加者というということで定義されてます。ということでジェットプログラムということで来ていただいている方で、その中で国際交流員として参加者のうち国際交流活動に従事する者というのが規定されており、外国語指導助手については参加者のうち、主に小、中、高等学校で外国語指導主事、外国語担当教員等の助手として職務に従事する者ということで規定されておりますので、参加者のうちということで、その中で規定されているということでご理解いただければと思います。

教育長 : 大村委員、よろしいですか。

大村委員 : はい。

教育長 : 他、委員の皆様、何かご意見、お聞きしたいことはございませんか。それでは、議案第6号 四万十町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について、ご異議、またその他ご意見もないということで、決定をさせていただくということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、これからが非公開となります。議案第7号 平成30年度四万十町立保育

所等の嘱託医等の委嘱について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第7号 平成30年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について、説明する。)

教育長 : 議案第7号につきまして説明がありました。このことについて委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見、またお聞きしたいことはございませんか。

岡林委員 : 私も保育所で仕事をしていたんですけど、歯科検診の場合、子どもの口の中、口腔を清潔に保つというようなことをすごく力入れてやってますよね。乳児でしたら先生が食べてるお箸で子供のおかずなんかを取って、それを口に運んだりするような事は、絶対に駄目であるとかなど、大人の口の中には、ばい菌があるから、子供のお箸で食べさせるとかいうのはすごく細かいところまで配慮してる。しかし、ある歯科医の先生は、自分の手を子供の口の中に入れて診るんですよね。それを、自分は、あれと思って、入れた手を消毒もしないのに、次の赤ちゃんの口の中に入れていた。診やすいといえば診やすいかもしれないが、今、口の中をきれいにしましょうということを衛生面でやってるのに、そのやり方は駄目だろうって、自分は思ったんです。そういう先生に対して、私もそういう場面を見て、現場で言えなかったが、衛生面のプロの人に、衛生面に気を付けて診てくださいとか言いにくいでしょうか。

教育長 : 小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきたいと思います。

林生涯学習課長 : 委嘱については、歯科医の検診の状況であるとか、そういうことを保育所長会等を通じて調査をさせていただいて、もう一度、提案させていただくということをお願いしたいと思います。

教育長 : 林課長の方から、再度確認をしなければならないこともあるということでございまして、再度提案をしたいということであります。この第7号議案については継続審議ということで、次回また会議で皆さんのご意見もいただきたいということで行いたいと思いますけれども、そういったことについて委員の皆さんはご異議ございませんか。

中屋委員 : 学校の保健関連法、文科省がこの基準を決めるわけですから、歯医者に対しても文科省令を守ってやるかどうかということは何も相手を傷つけることではない。こういう話があります、いかがでしょうかと、この基準に則って子供たちの健康についてやってくださいという事だと思います。

教育長 : 他、委員の皆様ご意見ございませんか。この件に関しては、議案第7号ということになります。継続審議ということで、再度提出をさせていただくことにしたいと思います。それでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第7号 平成30年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について、継続審議ということにさせていただきます。

続いて、議案第8号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第8号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第8号につきまして説明がございました。この件につきまして委員の皆さんのご意見を求めたいと思います。
小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます、議案第8号について委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見はございませんか。

それでは、ご意見、またご異議もないということでございますので、議案第8号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について、決定とさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第9号 平成30年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動内申について、ということでございますけれども、この議案については、ご意見をそれぞれ委員の皆様方からもうかがいたしたいと思いますので、教育委員、私、そして教育次長以外の職員の皆様方については一時退席ということでお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。また併せて、議案第10号につきましても同様に審議していききたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(学校教育課長、生涯学習課長、教育研究所所長、学校教育課副課長 退室)

教育長 : それでは、議案第9号 平成30年4月1日付、高知県公立学校教職員人事異動内申について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第9号 平成30年4月1日付、高知県公立学校教職員人事異動内申について、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第9号について説明がございました。
小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます、議案第9号について委員の皆さんの意見を求めます。ご意見、お聞きしたいことはございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第9号 平成30年4月1日付、高知県公立学校教職員人事異動内申について、ご意見、またご異議はないということでございますので、これを承認といたします。

全委員 : はい。

教育長 : なお、それと併せて3月20日が人事異動の発表、公表ということになります。午後3時ということで予定をしております。よろしくお願ひします。

続いて、議案第１０号 平成３０年４月１日付、学校校務員及び保育所等職員の人事異動について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第１０号 平成３０年４月１日付、学校校務員及び保育所等職員の人事異動について、説明する。)

教育長 : ただ今、議案第１０号につきまして説明がありました。このことについて委員の皆様
様の意見を求めます。
小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます、議案第１０号につきまして、委員の皆
さんの意見を求めます。意見はございませんか。

それでは、ご意見、またご異議もないようでございますので、議案第１０号 平成
３０年４月１日付、学校校務員及び保育所等職員の人事異動について、承認すること
とさせていただきます。

全委員 : はい。
それでは、退室をされておりました職員の入室を許可します。
小休といたします。

(学校教育課長、生涯学習課長、教育研究所所長、学校教育課副課長 入室)

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復しまして、５番の協議事項はございません。
６番目の報告事項 全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果について、事務局の
説明を求めます。

(事務局より、報告事項①全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果について、
説明する。)

教育長 : 報告事項として、全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果について報告がござ
いました。このことについて何かお聞きしたいことなど、ご意見はございませんか。

大村委員 : このデータは今後、こういった教育行政に生かすために取ってるという位置付けで
しょうか。

森田研修指導員 : 本調査は全国で全て同様に行われている調査ですので、その結果を本町としても生
かしながら、３０年度以降の体力面での、指導であったり、そういった面に使用して
いくという調査として捉えております。

大村委員 : ということは、教育行政に生かしていくという、実際、各学校に指導なり助言なり
していくという意味では重要なデータであると思うんですが、ただし、これで教育行
政に生かせるデータとして十分かという、生かせる部分と、あまり意味がないところ
というか、分析の仕方に意味がないというところがある。教育行政に生かすデータ

としては不十分で、学校に対しての助言をしていく時にも説得力もなくなってしまうんじゃないかという意味では、もしかしたら、もう少し分析の仕方というのを工夫しなければいけない余地があるのではないかなと思います。具体的にどういう事かといいますと、総じて思うところですが、今のご報告をお聞きしていると、去年と比べてというところでは、全体的に、(1) 去年1年と比べて、例えば肥満の傾向が改善しているとか、例えば肥満の傾向が改善しているという結論を導き出すためには、経年の追跡が必要だと思うんです。去年と比べて今年こうだったというのは、統計学として、その結論の導き出し方はいかなるような気はします。

この資料はこの資料で一応取りましたというものであればいいんですけども、これを各学校に、こういう傾向がありましたからということを使う時には、データの読みが正確でないと失礼なことになってしまうとか、意味をなさなくなってしまうので、去年1年と比べて、小学校のところでもその辺ありましたよね。脚力に課題があるとか。去年1年と比べて課題といい切ってしまうのかどうか。もし課題を見つけようとするならば、このデータでは不十分という感じはします。この調査はこの調査の使い様はあると思うんですけども。この調査でそこまでのことを使うというのはちょっと無理があるところはいくつかあると思うんです。そこは一応、研究していただくというお立場なので、そこは研究していただきたいと思いました。

それから、同じような例として、児童の質問紙の集計で、クエスチョン10の普段の平日について学校から帰った後、1日どのぐらいの時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を見ているかと、このテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を見ているという時間が長いイコール悪という前提での質問になっている。例えば、町でやってる『学びの時間』とかを必ず見るというような子たちにとっては、これが長いほうがいいわけです。それから、今、例えば不登校の子たちでも、不登校の子に限らず、ネットで授業を受けれる、それで1日中ネットで授業を受けてるという子も、ここにカウントされてるとするならば、ここで何時間以上見ているというのが、イコール悪とは言い切れなくなってしまう。

その辺の設問、この設問でそういうふうにして結論を導き出して良いのかどうか。さっきの脚力とか肥満の問題もそうですけども。その調査だけで、こうと言い切ってしまうのかどうかということでは、この調査の場合は、そういうふうにするのであれば、そのところというのはもう少し町独自で分析していく必要があると思います。あくまでも、そう使うのであればということです。ということが感想として述べさせていただきました。

森田研修指導員： 3点あると思います。1点目、肥満等の昨年度と比べてというところですが、おっしゃるとおり、経年で追っていく、あるいは同集団で経年を見ていくというふうなところでも意味が出てくると思いますので、そのあたりは対策をしてみたいと思います。

2点目、脚力等、この集団での課題というふうに言いましたので、ここは自分が昨年度と比べてということは付け加えていませんので、その集団で、今年度については脚力が全体的には課題が見られるというふうな捉えとして見えています。

続いて、3点目ですけど、例えば小学校で言いますと、問の10番、平日のテレビとかスマートフォン等の画面というところです。おっしゃられる、例えば不登校の件とかは当然、個別に見ていかなければいけない課題と思いますが、自分のほうでは4時間から1時間の幅のところは考察していただく前に、いわゆる5時間以上、つまり子どもたちが10時に例えば寝るとしたら、5時からずっとテレビか何かしらをつけ

で見ているというふうなことになりますので、一定、5時間以上というところは注視して、学校にも指導をして、ここのパーセントは減っていくようにというふうには捉えております。

大村委員： もう一つ付け加えると、全体的な、これ学力のほうでも数年前から私、常に言っている事なんですけれども、全国平均、高知県平均と比べて高い、低いということのみで課題という結論付けで良いかどうかということも合わせて、これは、何度も言いますが、学力のところも体力のところもそうなんですけれども、例えば、文科省の方から学んだことなんですけれども、50メートル走だったら、何秒で走れば、四万十町なら合格なのかというところが、あるいは高知県なら合格なのかというところをある程度定めないと、常に平均と比べて、例えば高知県平均がドーンと下がってきて、かなり遅いんですけども、それよりもちょっと上だからいいのかということになってしまうので、そこは調査する側が、繰り返しますが文科省の方がおっしゃったように、調査する側の独自の基準というのを研究をしていく必要はあるというふうに思います。

教育長： その他、委員の皆さん、ございませんか、何かお聞きしたいこと。

それでは、報告事項①全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果について、を終わらせていただきます。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、報告事項②高知県学力定着状況調査結果について、小学校名が入っておりますので、非公開ということに追加をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは、報告事項②高知県学力定着状況調査結果について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、報告事項②高知県学力定着状況調査結果について、説明する。)

教育長： 高知県学力定着状況調査結果について報告、また説明がありました。委員の皆様方のほうからお聞きしたいことなどございませんか。よろしいですか。

それでは、報告事項②高知県学力定着状況調査結果について、を終わらせていただきます。

全委員： はい。

教育長： 続いて、報告事項③校区外就学に係る部活動状況報告について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、報告事項③校区外就学に係る部活動状況報告について、説明する。)

教育長： 報告事項③の説明がありましたけれども、このことについて委員の皆さんのほうからお聞きしたいことなどございませんか。

小休といたします。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます、報告事項③校区外就学に係る部活動状況報告についてを終わらせていただきたいと思います。

全委員 : はい。

教育長 : その他ありませんか。それでは、以上で本日の日程は全て終了しましたので、教育委員会平成30年3月定例会を閉会いたします。

(閉会)

3月の臨時委員会予定 平成30年3月22日(木)

4月の定例委員会予定 平成30年4月10日(火)

教育長 : _____

署名人 : _____